

# 高齢者のための法律相談

---

行政書士 つがむら もとふみ  
 榎村基文

# 1. 高齢者の悩み



お父さんが亡くなって、ひとり住まいです。  
畑仕事も、だんだんできなくなっており、次男が帰ってきたときに農業をやってもらっています。  
息子たちはあまり仲が良くないので、私が亡くなったあと相続でもめそうで心配です……。  
私も一人住いなので、老後のことが心配で、優しい二男に面倒を見てもらいたい……。

このようなことを、思っけていても

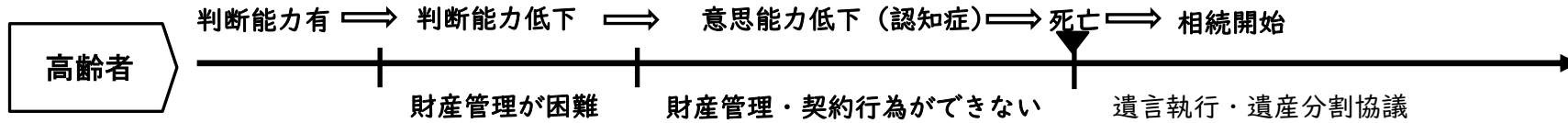
- ・まだ元気なので大丈夫かなとか
- ・二男が後を継いでくれると思うけど……
- ・なかなか具体的な話ができていない……

実際、施設などに入ったときなど、自分の財産を含め、兄弟で力が合わせて私の思いをちゃんとしてくれるのか心配。

## 1-1. 悩みを解決するためには

- ① 子供たちと話し合った内容を書面にしておく  
内容どおり実行してくれるかどうか心配
- ② エンディングノートを作成する  
私の健康や財産のことや何かあれば、相談ができる信頼できる専門家などを記録しておく。  
私の思いや財産等の記録はエンディングノートで整理できるが、遺言書など法的な効力はありません。
- ③ 法的な仕組みを利用する
  - ・ 遺言書作成
  - ・ 遺産分割協議書作成（相続手続き）
  - ・ 成年後見制度の利用
  - ・ 任意後見制度の利用
  - ・ 家族信託の活用など

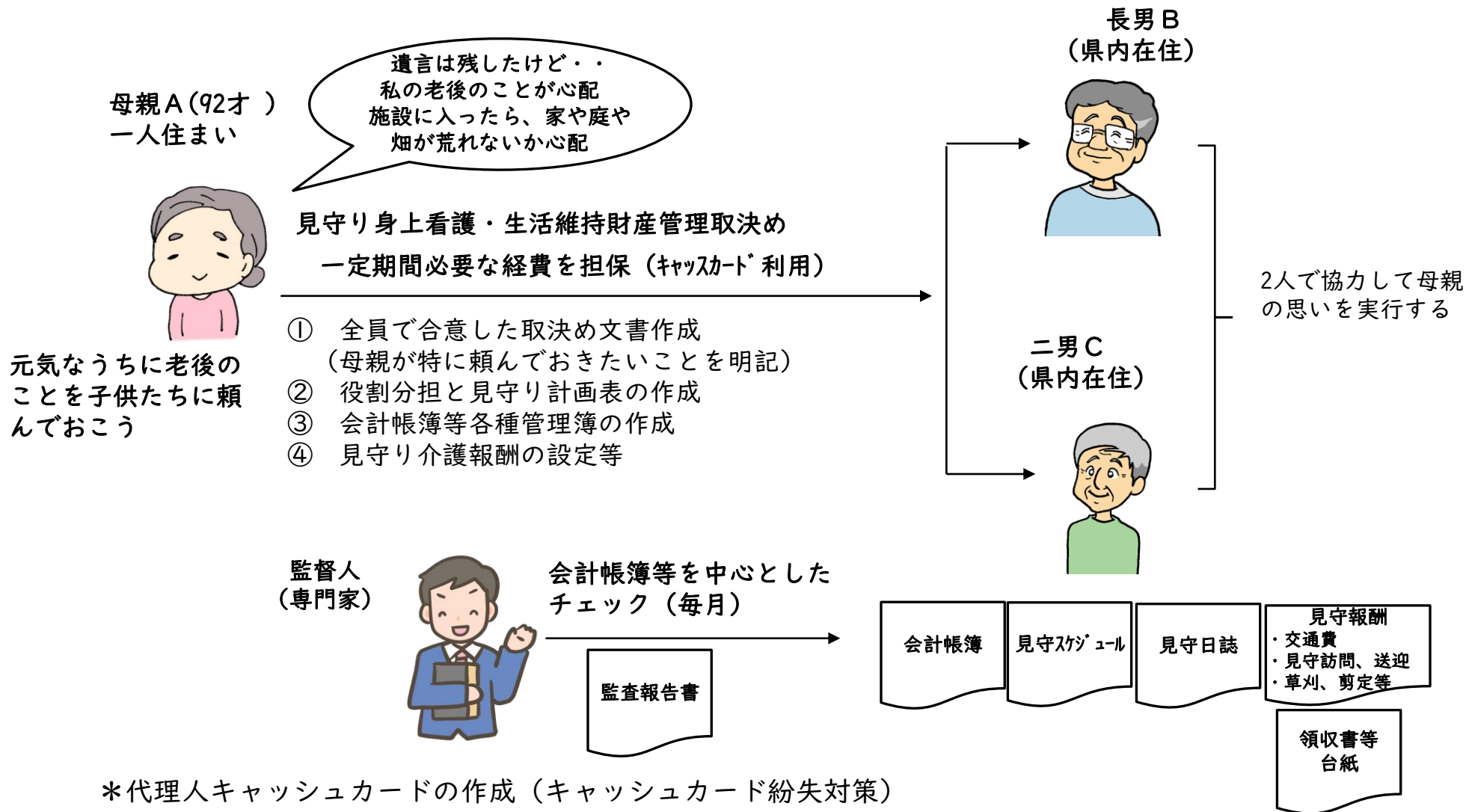
# 2. 高齢者等のための法的なしくみ



項目	判断能力		相続(遺産分割)	留意事項
	有	無	死後	
遺言証書作成 (自筆・公正証書)	遺言書作成		遺言執行開始 死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>自筆遺言⇒無効の可能性、裁判所検認、遺言執行者の指定</li> <li>共通⇒生前の判断能力及び意思能力の低下に対する対策が必要</li> </ul>
法定成年後見申立 (裁判所申立・登記)		成年後見申立・審判確定 成年後見業務開始 財産管理・契約行為等	終了 遺言執行開始又は遺産分割協議 死亡	<ul style="list-style-type: none"> <li>後見人は専門家の選任がほとんど</li> <li>成年後見等の費用がかさむ</li> <li>介護などの事実行為は対象外</li> </ul>
任意後見契約 (公正証書・登記)	任意後見契約 (任意後見受任者)	任意後見監督人選任申立・審判確定 任意後見人就任 任意後見業務開始 財産管理・契約行等	死亡 遺言執行開始又は遺産分割協議 死後事務委任契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>監督人は専門家の選任がほとんど</li> <li>後見監督人の費用がかさむ</li> <li>介護などの事実行為は対象外</li> </ul>
移行型任意後見				
見守り・財産管理・死後事務委任契約 (公正証書・登記)	見守り・財産管理契約	終了		<ul style="list-style-type: none"> <li>任意後見が開始されると本契約に移行</li> <li>介護などの事実行為は対象外</li> </ul>
民事(家族)信託契約 (公正証書・信託登記)	信託契約 委託者受託者設定	信託財産の管理・運用/受益者の経済的支援 残余財産の帰属権利者設定(遺言機能)	残余財産の清算と財産分割 終了事由の発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>生前に財産が受託者に移行する</li> <li>信託設計に時間と費用がかかる</li> <li>賃貸不動産などの資産運用に有効</li> </ul>

# 3. 見守り身上看護・生活維持財産管理契約の事例

(老後の安心・安全を維持するため)



## (1) 見守り身上看護・生活維持財産管理契約の主な内容

- ① 相続人全員が参加すること（全員の同意が前提）  
後で契約内容の不満や、財産を使うことについて反対がないことを確認する
- ② 依頼者の目的を明確にすること（してほしいこと）  
Aの見守・看護及び生活維持財産管理等をB及びCが協力して実施することにより、Aが安心・安全に暮らせるようにするとともに、自宅や庭・畑を良好な状態で維持管理することを目的とする。
- ③ 契約の開始日（この契約を実行するとき）  
契約開始日を決めておく
- ④ 報酬額の設定（見守り看護等への報酬）  
交通費や施設などへの訪問、田畑の耕作、庭木の剪定等の報酬額を設定

- ⑤ 毎月作成・管理する帳簿類など（長男・次男が様式に記入）
- ・ 会計帳簿  
毎月目的に従って見守り等に必要な費用を使った金額と  
その内容を記載した日報管理  
（帳簿の下部に見守り項目と報酬を記載した一覧）
  - ・ 領収書台紙  
領収書を台紙にのり付けする
  - ・ 見守りスケジュール  
二人の兄弟が月単位の見守りカレンダーに訪問日を記  
載する
  - ・ 見守り日誌  
見守り訪問した時の記録。母親の様子や施設の方と話し  
た内容など（双方の情報交換及び訪問の証拠とする）
- ⑥ 監督人の設置（帳簿類が契約に従って作成されているか）  
依頼者の目的が実現されているか、会計帳簿類等の監査

# 4. 遺言書作成

## 4-1. 「自筆証書遺言」と「公正証書遺言」の比較

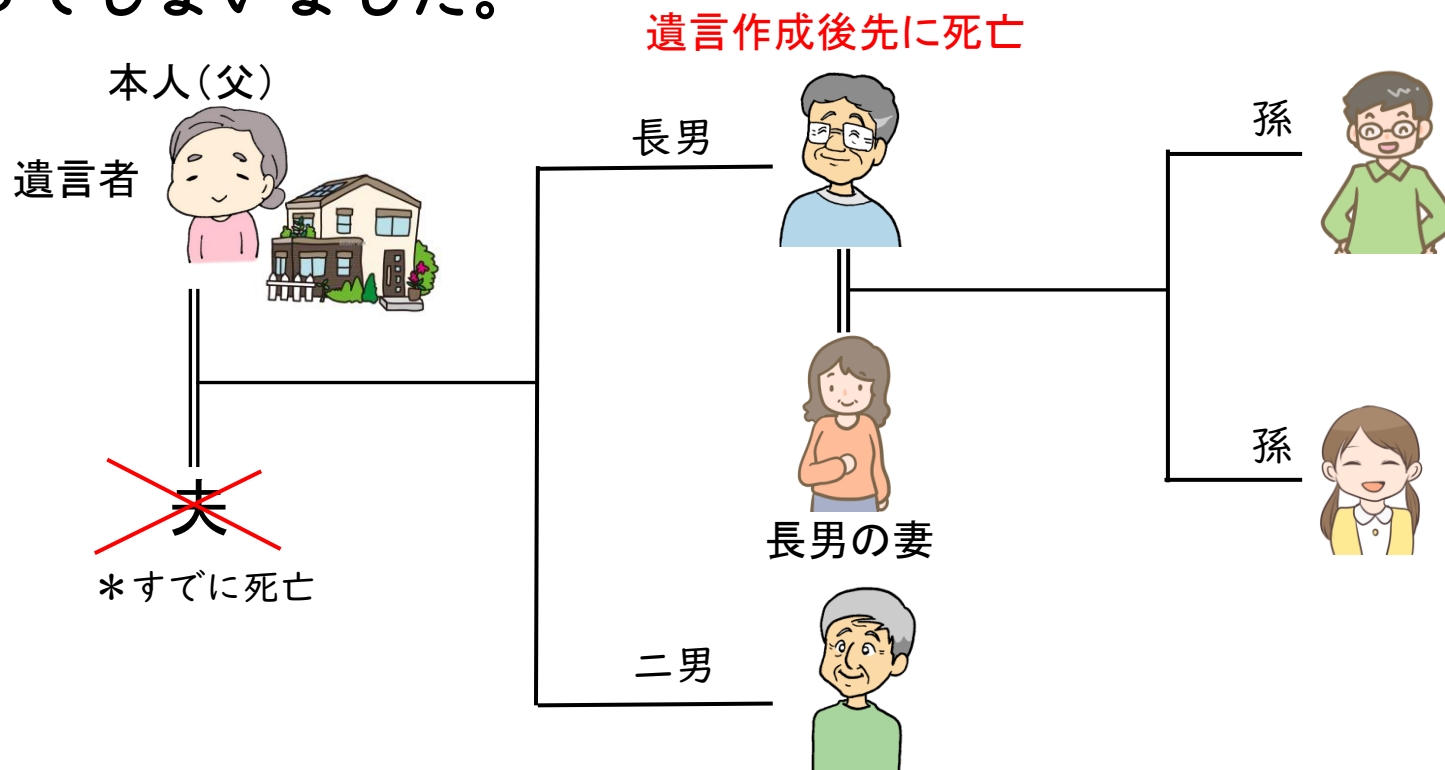
	自筆証書遺言（民968条）	公正証書遺言（民969条）
特徴	<ul style="list-style-type: none"><li>・自分で書いて作成する。</li><li>・費用がかからず手軽にできる</li><li>・しかし、<b>紛失、変造や隠匿、破棄の危険性がある。</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・公証人と証人の2名の立会のもとに公証役場で作成。</li><li>・遺言書は公文書となり、遺言内容が確実に実現される可能性が極めて高い。</li><li>・しかし、<b>作成に時間がかかり手数料が発生する。</b></li></ul>
作成方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・遺言者が、自分で「全文」「日付」「氏名」を自書し「押印」する</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・証人2名の立会のもと、公証人が読み上げる遺言書の内容を、遺言者が確認して、内容に間違いがなければ遺言者、公証人、証人がそれぞれ署名・押印する。 (遺言者は、署名以外は自書する必要がない)</li></ul>
費用	<ul style="list-style-type: none"><li>・かからない</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>財産の額や内容に応じて公証役場に手数料を支払う。</b></li></ul>
証人	<ul style="list-style-type: none"><li>・不要</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・2人以上必要（通常2名）</li></ul>
保管方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・遺言者本人が保管する。</li><li>・信頼のおける者に保管を委ねる。遺言によって財産を多く所得する者や遺言書で遺言執行者に指定した者</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・原本は公証役場に保管される</li><li>・<b>正本、謄本は遺言者に交付される。遺言者と遺言執行者が保管する例が多い</b></li></ul>
家裁への検認	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>必要</b></li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・<b>不要</b></li></ul>

## 4-2. 遺言書作成事例

私は、ひとり住まいで亡き夫と二人で農業を営んできました。

子供は二人いて、次男が農業を引き継ぎたいと言っているので、遺言書でこの家と田畑を二男に、預貯金は長男が3分の2、二男が3分の1ずつ分ける旨書いていました。

しかし、この遺言書を書いた後、不幸にも長男が私より先に亡くなってしまいました。



## 【課題と対策】

### (1) 予備的遺言の必要性

遺言者より先に相続人が死亡した場合には、その遺言で指定された相続人の部分については相続の効力は生じません。（遺贈については、民法994条1項で「遺贈は遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない」と定められています。）

「長男が遺言者より先に亡くなった場合は、長男の妻に遺贈する」など無効にならないよう予備的遺言を記述すること

### (2) 遺言執行者の指定

指定しておかないと、遺言執行時に裁判所に遺言執行者の選任申し立てをする必要があります。

また、遺言執行者についても予備的遺言を記述することが望ましい。

### (3) 遺言者の思いを伝えるための付言事項の記述

遺言書に自分の思いを伝えることや、相続内容について相続人に理解をしてもらうために記載することを付言事項と言います。

自分の死後、残された家族のことを考えて、遺言書を作成しても家族から同意を得られない場合があります。特に遺言の内容に承諾できない相続人が遺留分の請求をすることも考えられます。

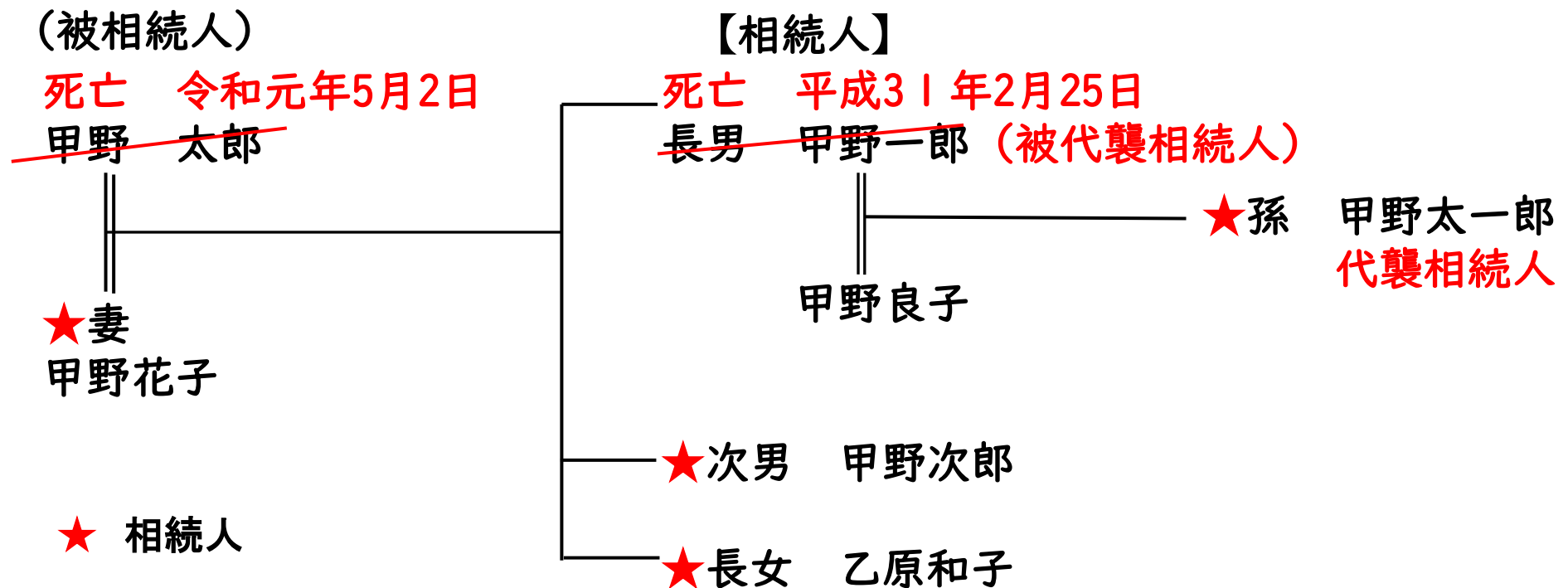
しかし、遺言書を作成した経緯や思いを伝えることで相続人の理解を得やすくなります。

付言事項に法的効果はないので、必要がないと思われるかもしれませんが、遺言者の思いを伝えるという意味ではとても重要な意味を持っています。

## 5. 遺産分割協議書作成の事例（遺言書がない場合）

### (1) 相続関係説明図（相続人調査により相続関係説明図を作成）

甲野太郎が死亡し、相続人である妻花子、長男一郎（太郎より以前に死亡）、次男二郎、長女和子が相続人となる。長男一郎は既に死亡しているので孫の太一郎が代襲相続人より相続人となる。



## (1) 遺産分割協議書を作成する手順

- ① 財産目録の作成
- ② 相続関係説明図の作成  
(法定相続情報：法務局への登録申出)
- ③ 遺産分割協議書（文案）の作成
- ④ 相続人で協議
- ⑥ 遺産分割協議書の完成（署名、押印）

## 【課題と対策】

### (1) 未登記建物の扱い

市役所で固定資産記載事項証明（土地・建物）を取得し、建物の所在地欄にカッコ書きで家屋番号が記載されていない場合は、原則未登記建物です。（登記簿で確認）

**このような場合、遺産分割協議書に未登記である旨記載し、相続財産対象とします。**

しかし、未登記ですので当事者間では有効ですが、第三者には対抗できないので、早めに登記することが望ましい。

**放置すると罰則があります（不登記法47条1項）**

### (2) 登記簿謄本に抵当権が設定されている場合の扱い

登記簿に抵当権設定登記がされている場合、**債務を完済している場合は、抵当権抹消登記をします。**

債務を完済していない場合は、金融機関に債務残額を確認し相続放棄をすることも検討が必要です。

**\* 登記簿取得時に共同担保目録にチェックを入れましょう**

### (3) 遺産分割協議書は遺言書より優先する

遺言は被相続人が単独で作成できるため、遺言者がよかれと思って書いた遺産の分け方が、相続人にとっては逆に望ましくないという場合もあります。

相続人全員が遺言の内容を知った上で、遺産について別の分割方法を合意すれば、遺言と異なる遺産分割を行うことは可能とされ、この場合、遺産分割協議が遺言に優先することとなります。

ただし、遺言で財産を第三者に遺贈することが規定されている場合には、その財産は第三者のものになりますから、その権利を相続人の総意だけで侵害することはできません。

遺産分割について共同相続人及び遺言執行者の間で合意が成立した場合、口頭ではなく、協議の内容を証明するため、遺産分割協議書を作成されるべきでしょう。

## 6. 家族信託（民事信託）の事例

自分で自分の財産管理をできなくなってしまった時に備えて、自分の財産の管理や処分をできる権限を信頼できる親族などにご与えておき、自己や家族の安定した生活が送れるようにする契約方法を言います。

- ① 財産の所有者（**委託者**）が、
- ② 信頼のおける人・法人（**受託者**）に
- ③ 財産（**信託財産**）を託し、
- ④ 定められた目的（**信託目的**）に従って財産を管理・継承する方法で、
- ⑤ 定められた受取人（**受益者**）に対して信託財産に係る給付を受けること。

## (1) 事例

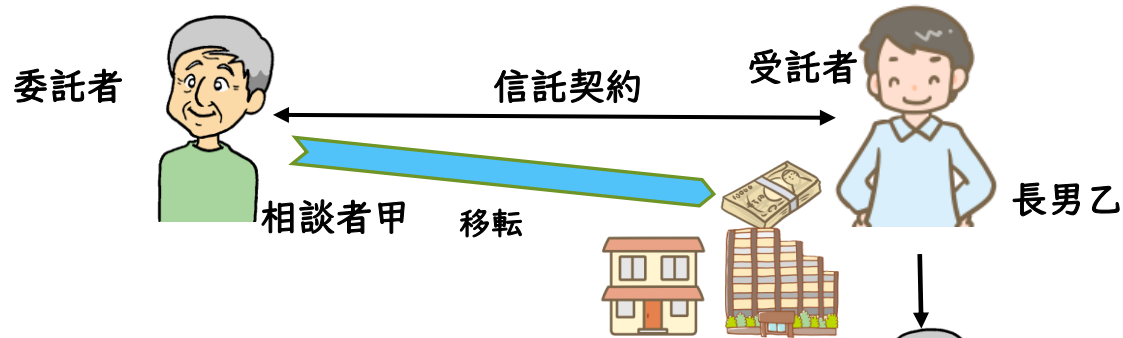
甲（84歳）は、自宅と貸店舗及び賃貸アパートを所有し、妻（80歳）と二人で暮らしています。

子供は、遠方にいる長男乙（妻と子供二人の4人家族）と二男（妻1人の子供の3人家族）の二人で、家族・親族関係は良好です。

将来は名古屋にいる長男に老後の世話をしてもらいたいと考えていますが、最近甲は、判断能力が低下していると感じており、財産管理が負担となっています。

そのため、自分が認知症になり判断能力が無くなる前に長男に財産の運用管理を任せ、甲夫婦の安心安全で現在のゆとりのある生活を維持したいと思っています。

## (2) 家族信託のイメージ

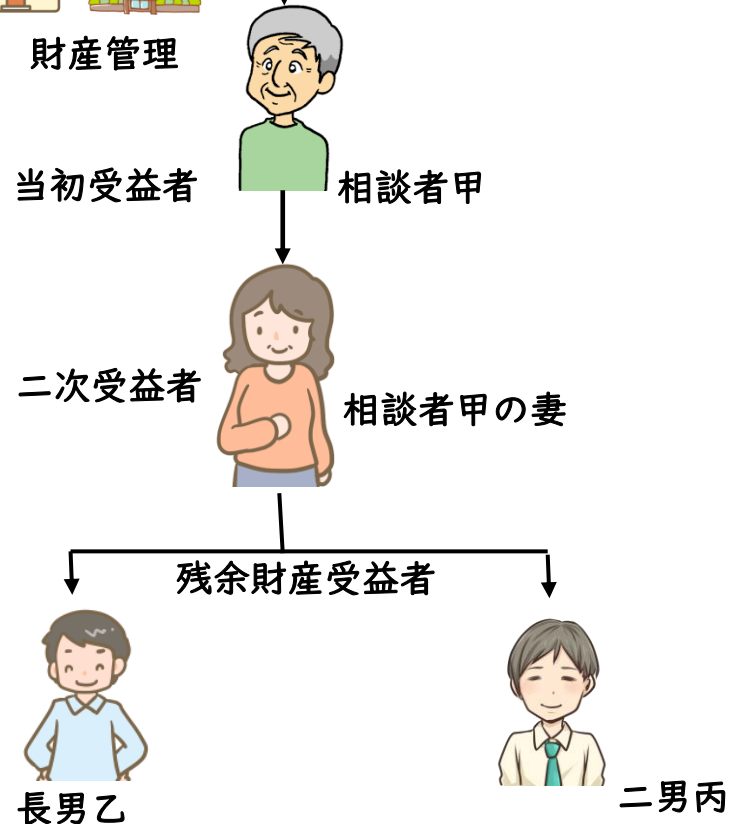


### 《信託当事者》

- |           |         |
|-----------|---------|
| ① 委託者     | 甲       |
| ② 受託者     | 長男乙     |
| ③ 当初受益者   | 甲       |
| 二次受益者     | 甲の妻     |
| ③ 残余財産受益者 | 長男乙及び二男 |

### 《信託財産》

- ① 信託財産-不動産
  - ・ 自宅の土地、建物
  - ・ 貸店舗や賃貸アパートの土地、建物
- ② 信託財産-金銭と賃貸料収入（毎月60万円）
  - 専用信託口座開設（長男乙名義）
  - 現金 200万円



## 【課題と対策】

### (1) 委託者の地位の相続に関する課題と対策

遺言信託における委託者地位は、原則相続されない。(信託法147条)

しかし、信託契約の場合は、信託法に規定がないため、上記遺言信託の反対解釈から、委託者の地位は相続されると考えられています。

そのため、委託者の死亡により相続されるとした場合、複数の相続人が相続した場合や利害関係等により、権利関係が複雑になることがおこり問題が生ずることとなります。

対策としては、信託契約で「委託者の地位は相続により承継しない」ことを信託条項に規定する必要があります。

## (2) 特定委託者の対策

信託契約書作成にあたって、意外に知らなかった、見過ごしてしまったという問題で、契約書作成後に問題となりがちなのが“**特定委託者**”の論点です。この論点を見落とすと、信託設定時に“**みなし贈与**”課税されるリスクが発生します。**受託者が、特定委託者の要件（・受託者の信託変更権限、・残余財産帰属権利者）の双方に該当する場合は、みなし受益者として贈与税の課税対象者となります。（相続税法9条の2）**

### 《その対策として》

- ・ **相続税法の例外規定「軽微な変更をする権限として定めるものを除く」を根拠とした政令の規定（「信託の目的に反しないことが明らかな場合」に限り変更することができる）**の文言を条項化し、当初の贈与税を非課税とします。
- \*本規定により、信託目的を変更など信託契約内容を大きく変えることはできなくなります。